

質問回答書

業務名	安平町自治体 DX 推進計画策定業務委託	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
<p>1. プレゼンテーション開催箇所について、安平町役場（総合庁舎）でしょうか。また、参加人数の制限はあるか。</p> <p>2. 仕様書「4. (1)①DX 推進計画策定企画書の作成」について、「安平町自治体 DX 推進計画書」本体の作成前に企画書を作成し、「DX 推進計画書」作成に必要な作業やスケジュール等を立案したうえで計画書本体を作成していくという理解でよいか。</p> <p>3. 仕様書「4. (1)②製品等の提案及び費用積算」について、想定されている範囲をご教示ください。</p> <p>総務省「自治体 DX 推進手順書」で示される自治体情報システムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化も含まれる理解でよいか。</p> <p>4. 「参考資料」2 頁に「▶令和 3 年度 オンライン申請の実現」とあるが、既にオンライ</p>	<p>1. 開催場所は、総合庁舎です。 参加人数につきましては、会場の都合もあり、5名以内でお願いします。</p> <p>2. その通りでございます。 但し、プロポーザルの企画提案内容を具現化した企画書であると認識しています。</p> <p>3. 現時点で製品等の提案及び費用積算の範囲は想定しておりませんので、参加事業者様の提案により判断します。</p> <p>その通りでございます。</p> <p>4. 令和 3 年度にオンライン申請の制度は開始となりましたが、当町は一部の実施に留まっ</p>	

<p>ン申請は実現されており、令和4年度以降はオンライン申請の対象拡充や利用率の向上を図っていくという理解でよいか。</p> <p>5. 「2. 業務の目的」に総務省「自治体DX全体手順書」から引用された「背景」及び「求められるもの」が記載されているが、本業務では、総務省やデジタル庁等の国から示されている方針との整合を取りながら、安平町の実情に応じて実現可能であり住民が利便性を享受できる、自治体DXにかかる総合的な構想等を策定することを目的とする理解でよいか。</p>	<p>ているところですので、今年度以降更なる拡充を検討しているところです。</p> <p>5. その通りでございます。</p>
--	---